

！ 消費者問題に関する2024年の10大項目！！

能登半島地震や度重なる豪雨
など、自然災害相次ぐ
「災害便乗商法」も発生



紅麹を原料とするサプリによる
健康被害拡大
健康被害情報の報告を義務化



越境消費者相談の件数が大幅増
インバウンドの回復に伴い「訪日
観光客消費者ホットライン」
への相談も増加



害虫・害獣駆除やロードサー
ビスなどの想定外の高額請求
にかかるトラブルが若い年代
で増加



※サポート詐欺
高齢者のトラブルが後を絶たず
※偽の警告画面を表示し、画面上に表示
しているなりすましサポートセンターに
電話をさせて金品をだまし取る詐欺。



「訪問購入」に関するトラブルの
相談、引き続き多く寄せられる
中には犯罪まがいの事例も



「スキマ時間に気軽に稼げる」
などどうたう副業に関する
相談が増加



消費生活用製品安全法等の改正
海外から直接販売される製品の
安全確保や子ども用の製品に
よる事故の未然防止に対応



集団的消費者被害回復訴訟
に関し、初の最高裁判所判決
が出される



※「ステマ広告規制」
措置命令相次ぐ
※消費者に広告であると明記せず
に隠した販促・宣伝行為。



国民生活センター 2024年12月11日 公表資料 より

奈良県消費生活センター

〒630-8122

奈良市三条本町8-1

シルキア奈良2F

相談専用 ☎0742-36-0931



消費者
ホットライン
☎188

奈良県消費生活センター

中南和相談所

〒635-0085

大和高田市片塩町12-5

大和高田市市民交流センター3F

相談専用 ☎0745-22-0931



消費者の目



奈良県消費生活センターでは「消費者の目」として毎月第1火曜日の奈良新聞(朝刊)に消費者に気を付けてほしい消費者トラブルや役に立つ情報を掲載しています。

ウォーターサーバーを契約する際の注意点

【事例】

ショッピングモールでウォーターサーバーの勧誘を受けた。既に別業者でレンタルしていることを伝えると、「解約料をキャッシュバックするので当社に切り替えると、月々の料金が安くなる」と勧誘され、契約することにした。タブレットに個人情報を入力し、画面を見ながら契約内容の説明を受けた。後日マイページを確認した際、レンタルではなく割賦(かっぷ)で購入していることが分かった。「勧誘時に購入」との説明を受けておらず、業者に不信感を抱き、解約したいと申し出たところ、サーバー代の残債として約10万円を支払うようにと言われた。(40歳代女性)



【答】

ショッピングモール等の特設ブースやイベントスペースで勧誘されて契約した際のトラブルが目立ちます。不意に声をかけられて急に勧誘トークが始まると、契約の必要性について冷静に判断することが難しく、契約内容について十分理解しないまま、契約してしまうケースが多いようです。また、勧誘する業者側から契約内容について十分な説明がなかったり、虚偽の説明をされるケースや契約を急(せ)かされ、その場での契約をしつこく迫られるケースもあります。



ワンポイントアドバイス!!

✓ ウォーターサーバーは「レンタル」か「購入」か確認する!!

月々の料金が安くなるとの説明を受けて契約したら、レンタルではなく割賦(かっぷ)での購入になっており、解約すると残債を一括請求されるというケースが多いので、契約内容をきちんと確認しましょう。また、サーバーのレンタル料は無料でも、水の定期購入が必要となる場合が多く、一定期間、水の購入を継続しないと、解約料がかかる場合があるため、注意が必要です。

レンタル?
購入?

✓ 契約相手の事業者がどこか確認する!!

既にウォーターサーバーを利用している消費者に対し、あたかも現在と同じ契約先の業者であるかのように振る舞い、お得なコースを案内するケースがみられます。契約書等に記載された契約先の事業者名を確認するようにしましょう。



✓ 解約料や違約金について確認する!!

解約時の違約金について、十分な説明がされていないと思われるケースが見られます。契約額の確認とともに、解約した際にかかる金額についても、契約書面等で十分確認しましょう。

✓ ウォーターサーバーの機能や管理方法の説明をしてもらう!!

自宅に設置できるサイズか、水の交換が一人でできるのかなども確認しましょう。機器や水を玄関先までしか配達してもらえない場合や、業者に設置してもらう場合は、別途費用が発生する場合があります。



✓ トラブルになった場合は、消費生活センター等(☎188)に相談する!!

契約状況によっては、特定商取引法上の訪問販売に該当し、クーリング・オフや、契約の取り消しができる場合があります。

古いカセットボンベの取り扱いに注意!!

事例 1

最近ガス代が高いので、カセットコンロを使おうと思った。阪神淡路大震災の頃に購入したカセットボンベを使用したところ、ガスが漏れていて火を噴いた。(80歳代)



事例 2

カセットボンベを災害に備えてまとめて購入したが、使用期限切れになった。未使用のカセットボンベが複数ある。どうしたらよいか。(60歳代)

⚠️ 未使用でも注意が必要!!



使用してなくても製造から長期間経過したり、保管環境が適切ではなかったりすると、内部パッキンの劣化によりガス漏れする危険があります。

⚠️ 使用目安を知っておく!!



使用目安は製造後約7年です。製造年月日を確認するとともに、表示のないものや、変形・さびのあるものは使わないようにしましょう。

⚠️ 備蓄用は再チェック!!



災害用に備蓄しているものは、経年に応じて使い切り、新しいものを補充しましょう。

⚠️ 廃棄するとき取り扱い等は慎重に!!



お住まいの自治体のルールに従って廃棄しましょう。
ガスが残っていたり、処分方法が分からない場合は、製造事業者もしくは(一社)日本ガス石油機器工業会のカセットボンベお客様センター(☎0120-14-9996)へ確認しましょう。

国民生活センター 2025年1月16日 公表資料 より



消費者カクイズ



Q1. 消費者契約法により取消しができるものはいくつあるか、正しいものを1つ選びましょう。

- ①会社の給与や労働時間等の労働条件が入社前の説明とは違い、待遇が悪かった。
- ②業者から「絶対にもうかる。月収 50万円は確実」と説明されて投資用教材を購入したが儲からなかった。
- ③店舗で「事故車ではない」と説明されて購入したが事故車だった。
- ④知人からブランドバックを 5万円で買わないかと言われて購入したが、偽ブランドだった。

A:1つ B:2つ C:3つ D:4つ

Q2. 消費者と事業者のした契約について述べた文のうち、誤っているものを1つ選びましょう。

- A:結婚式当日にブーケが届くはずだったが、花屋のミスで間に合わなかった場合は契約解除できる。
- B:売買契約した中古自動車が納品前に店側の不注意で大破してしまった場合は契約解除できる。
- C:購入した家電製品に不具合(瑕疵)があり、修理が不可能な場合は契約解除できる。
- D:相手が契約の履行の準備に着手してからでも手付金を放棄することで契約解除できる。

困ったな、どうしたらいいのかなと思ったら
消費者ホットライン ☎188 まで



令和6年度

「めざせ！食品ロス・ゼロ」

川柳コンテスト 受賞作品決定!!



フードロス 残していいのは 笑顔だけ



規格外 人も野菜も 味がある



おいしいね 年に一度の 保存食



皮ごとは ズボラじゃないの ロス削減



余りもの パズルのように 組み合わせ



規格外 食品にまで ルッキズム



しょくじごの ごちそうさまの こえがすき



今日もまた おにぎり一個 捨てる国

※消費者庁は、食品ロス削減の取組を国民運動として展開していくことを目的とした「めざせ！食品ロス・ゼロ」川柳コンテストを毎年行っています。

消費者庁『令和6年度「めざせ！食品ロス・ゼロ」川柳コンテスト』より

消費者カクイズ答え

Q1 解答: B

解説: Aの労働契約やDの個人間の契約は、消費者契約法の適用除外となります。消費者契約法で取り消すことができるのは、Bの断定的判断の提供やCの不実の告知があった場合などです。その他、過量販売や不退去、退去妨害があった場合も取り消すことができます。

Q2 解答: D

解説: Aの履行遅滞の場合、相当な期間を定めて履行を求め、期間内に履行できない場合は契約を解除できます。Bは店側の不注意、Cは購入した製品の不具合(瑕疵)で契約の目的を達成できないときは契約を解除できます。Dの手付金放棄による解除は、契約の相手が履行の準備に着手する前でなければ約定解除できません。

発行: 奈良県消費生活センター

〒630-8122 奈良市三条本町8番1号 シルキア奈良2階

Tel 0742-32-0621 / Fax 0742-32-2686

なら こじかつうしん 3月号 (2024年2月15日発行)

ホームページ <https://www3.pref.nara.jp/syouseiseikatsucenter/>

奈良県消費生活センターは、
毎月第3水曜日
11:45~11:59
ならどっとFM「ひるなら784」に
出演しています!!
※放送予定日: 2/18(水)
3/19(水)



奈良県消費生活センター ホームページ
マスコット しっかりくん